

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）

公立学校施設整備費補助金等（下記 1 に掲げるものをいい、以下「補助金等」という。）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条の規定により、同法施行令第 14 条第 1 項に定める場合を除き、文部科学大臣の承認（以下「承認」という。）が必要となります。

この承認については、従来「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和 6 年 5 月 31 日付け 6 文科施第 169 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）により取り扱ってきたところですが、「GIGA スクール構想の実現」の推進を図るとともに、補助金等のより適切な執行の観点から、この通知の発出日（令和 7 年 3 月 28 日）以降は、下記により取り扱うこととします。各都道府県教育委員会におかれては、このことを域内の市区町村に周知し、事務処理に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本財産処分を行う場合には、補助金等の趣旨に鑑み、設置者においては、当該財産処分により学校施設に不足が生じないこと、児童生徒等の安全及び教育環境への配慮が十分に行われていることなど、学校教育の円滑な実施に支障が生じるものではないことをあらかじめ確認するとともに、地域住民の理解を得るように努められるよう十分配慮願います。

記

1 対象となる補助金等

- (1) 公立学校施設整備費補助金（施設助成課、初等中等教育局教育課程課及び幼児教育課所管分で、特定市町村公立小中学校規模適正化特別整備事業を除く。）
- (2) 公立学校施設整備費負担金（施設助成課所管分）
- (3) 安全・安心な学校づくり交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (4) 学校施設環境改善交付金（空調設備整備臨時特例交付金を含む）（施設助成課所管分）
- (5) 地域自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (6) 沖縄振興自主戦略交付金（施設助成課所管分）
- (7) 沖縄振興公共投資交付金（施設助成課所管分）
- (8) 新産業都市等事業費補助率差額、首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額及び北方領土隣接地域振興等事業補助率差額（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）

- (9) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
- (10) 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
- (11) 地域活性化・公共投資臨時交付金（施設助成課所管分）
- (12) 地域活性化・きめ細かな臨時交付金（施設助成課所管分）
- (13) 地域活性化交付金（施設助成課所管分）
- (14) 東日本大震災復興交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (15) 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金（施設助成課所管分）
- (16) 福島再生加速化交付金（施設助成課及び初等中等教育局幼児教育課所管分）
- (17) 福島原子力災害避難区域教育復興施設整備費補助金（施設助成課所管分）
- (18) 地域活性化・効果実感臨時交付金（施設助成課所管分）
- (19) ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金（施設助成課所管分）
- (20) 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金（施設助成課所管分）
- (21) 公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（うち GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。））（初等中等教育局学校情報基盤・教材課所管分）

2 承認手続

(1) 申請手続

適正化法第 22 条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、別紙様式 1 の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書」を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。

なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。また、廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助財産については、当該補助財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 承認後の変更

承認を得た後、当該財産処分の内容と異なる処分を行おうとする場合、又は当該財産処分の承認に当たり付された条件を満たせなくなった場合には、当該処分の内容に応じ、文部科学大臣に対し改めて必要な手続を行うものとする。

ただし、4 (2) に規定する納付金（ただし書を除く。）を国庫に納付した場合は、この限りでない。

(3) 経由機関

市区町村（市区町村の組合を含む。）が本通知により申請書又は報告書を提出しようとする場合には、都道府県教育委員会を経由して提出するものとする。

3 承認とみなす事項（包括承認事項）

2 (1) にかかわらず、次の事項に該当する財産処分については、文部科学大臣の承認があったものとみなす（ただし、学校施設に不足を生じる場合は、この限りでない。）。

(1) 報告事項

次に掲げる財産処分であって、別紙様式 2 の「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書」を文部科学大臣に提出した場合。

ただし、この報告書において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- ① 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設

備（以下「建物等」という。）の無償による財産処分（関係法令の規定に反しない取扱いが必要。）

② 別表1「報告事項一覧」に掲げる財産処分

③ 国庫補助事業完了後10年未満の、建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの

(2) 交付決定事項

① 次の事項に該当する財産処分であって、当該建物の新增改築事業に係る交付決定があった場合

ア 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日18文科施第188号文部科学大臣裁定。以下「運用細目」という。）第1の47に定める、構造上危険な状態にある建物（以下「危険建物」という。）の取壊し

イ 危険建物に準ずる建物（運用細目第1の48に定める、教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるもの）の取壊し

ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）第2条第2項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる建物（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に記載された事業に係る建物に限る。）の取壊し

エ 敷地狭あい等により、国庫補助を受けての新增築に際して取壊しがやむを得ないとして運用細目第2の7の(4)の規定に基づく保有控除の対象となった建物の取壊し

オ 学校給食施設の敷地が狭あい等のため、従前の建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し

カ 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物に限る。）の一部又は全部の取壊し

② 建物の取壊しであって、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合

③ LAN等の取壊しであって、「GIGAスクール構想の実現」の推進のため、ネットワークアセスメントを実施したうえネットワーク環境の改善を図るための機器の入れ替えを行う大規模改造事業又はGIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）に係る交付決定があった場合

④ ①若しくは②の建物又は③のLAN等の取壊しに際して、やむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄

（注1）ただし、①の新增改築事業又は②の長寿命化改良事業に際し、国庫補助事業完了後5年以内の、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事を除く。）、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事を除く。）又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合は、この限りでない。

（注2）地域再生計画認定

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第18条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなされ、この通知に定める手続を要さない（この場合は、国庫補助事業完

了後 10 年を経過していないものであっても対象とする。) 。

4 納付金の取扱い

(1) 国庫納付を必要とせずに承認する場合

次の事項のいずれかに該当する財産処分については、納付金の国庫への納付を要さないものとする。

① 包括承認事項

- ② 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した、建物等の有償による財産処分のうち、(2)を適用したならば国庫に納付することとなる補助金相当額以上の額を、当該地方公共団体が設置する学校の施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用することとしているもの

(注 1) 当該財産処分の承認申請時に基金が設立されていない場合には、当該財産処分の日から 1 年以内に基金を設立し、上記補助金相当額以上の額を積み立て、適切に運用すること。

(注 2) 複数年にわたり設置者に収益が発生する場合には、複数年にわたり分割して積立てを行うことができる。この場合においては、当該収益の発生する期間の終期を示し、当該終期の属する年度までに積立てを完了しなければならない。

- ③ 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）又は防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。）を実施した建物の無償による財産処分（補助事業完了直後に取壊しを行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

- ④ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、大規模改造事業（上記③を除く。）、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGA スクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業（上記③を除く。）又は太陽光発電等導入事業で、3 (1)①の財産処分と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分（補助事業完了後 5 年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものについては、この限りでない。）

- ⑤ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の一部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の一部等」という。）を、保育所に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、保育所を設置するもので、次の要件を満たすもの

ア 園舎の一部等を保育所に転用等することにより、幼稚園児の処遇が低下せず、かつ、地域の子育て環境の向上を図ることができること。

イ 地方公共団体の施策として、幼稚園と保育所の連携を推進することとされていること。

- ⑥ 国庫補助事業完了後 10 年未満の、幼稚園園舎の全部並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「園舎の全部等」という。）を、他の地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人へ無償により貸与し、公私連携幼保連携型認定こども園となるもの

- ⑦ 学校給食施設のうち、統廃合等により、使用されなくなる建物等で、処分制限期間の過半を経過した建物等で、他の用途での活用が全く見込めない建物等の取壊し及び廃棄

- ⑧ その他文部科学大臣が特に認めるもの

(2) 国庫納付を条件として承認する場合

上記(1)以外の財産処分の承認に際しては、原則として、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するものとする。

ただし、期間を限定した貸与にあつては、当該貸与期間における残存価額の減少額に対する補助

金相当額を国庫に納付するものとする。

なお、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存価額に対する補助金相当額を上限とし、当該部分の財産処分により発生する収益のうちの補助金相当額を国庫に納付するものとする。

(別表1)

報 告 事 項 一 覧

摘 要 番 号	事 項
1	災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった建物等、又は構造上危険な状態にある建物等の取壊し若しくは廃棄
1－(1)	(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄
1－(2)	(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
1－(3)	(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（学校給食施設の建物で、事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し
1－(4)	(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し
1－(5)	(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）
1－(6)	(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際してやむを得ずに行う建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄
1－(7)	(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備（学校給食施設に付随するものに限る。）の廃棄
2	公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの。
2－(1)	(1) 統合又は別敷地移転等により廃校（廃園）となる学校に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの転用
2－(2)	(2) 学校教育を行うには著しく不適当で、その改築が国庫補助の対象となった建物等の転用
2－(3)	(3) 地域事情等により入居見込みのないへき地教職員住宅の転用
3	認定こども園に係る幼稚園の以下の財産処分
3－(1)	(1) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の全部等を、幼保連携型認定こども園に転用するもの。
3－(2)	(2) 国庫補助事業完了後10年未満の園舎の一部等を、認可外保育施設に転用し、又は他の地方公共団体、学校法人若しくは社会福祉法人へ無償により貸与又は譲渡し、認可外保育施設を設置することにより、幼稚園型認定こども園となるもの。
4	その他
4－(1)	(1) 大規模改造に際し、保有控除建物（運用細目第2の7の(6)「保有面積の控除（ただし、ウを除く。）」に定めるもの。）への転用
4－(2)	(2) 事情変更に伴う建物区分の変更
4－(3)	(3) 期限を限った、へき地教職員住宅の教職員以外の者への入居貸付け (注) 当該学校の教職員の入居希望者がいないへき地教職員住宅については、住宅の有効利用を図る観点から、他の公立学校の教職員等を一時的に入居させる場合には財産処分の手続は不要である。
4－(4)	(4) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するために行う建物等の転用及び無償による貸与・譲渡
4－(5)	(5) 特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供する既存施設の改修事業の無償による財産処分（特別支援学校においては、当該財産処分後において、当該事業を実施した特別支援学校の教室が不足していない場合に限る。）

(別紙様式 1)

文部科学大臣 殿

令和 第 年 月 号 日

都道府県知事又は市区町村長名

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認申請書

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

学 校 名	補助 年度	事 業 名	施設 区分	構造 区分	補 助 面 積	補 助 金 額	処分 内容	処分予 定年月	備考
					m ² ()	千円 ()			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し
- (2) 建物配置図
- (3) その他参考資料

4 経由機関

都道府県教育委員会名

5 申請自治体及び経由機関の連絡先等

(1) 申請自治体

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(2) 経由機関

担当部署名：

担当者名：

連絡先（電話番号及びメールアドレス）：

(記入要領)

- 1 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 2 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。
- 3 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に

補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。

- 4 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、（有償・無償）譲渡、交換、（有償・無償）貸与等）及び処分先などを記入する。
- 5 通知4(1)⑤の承認手続については、本様式「3 添付資料」に掲げる「(3) その他参考資料」として、次の①から④までの事項に係る資料を提出する。
 - ① 幼稚園・保育所児の将来推計や将来にわたる必要施設の確保に関する検討結果及び幼稚園・保育所の連携方法
 - ② 転用後の幼稚園・保育所の認可面積
 - ③ 幼稚園定員の変更等の届出又は認可状況
 - ④ 保育所設置認可の状況及び保育所設置条例（案）
- 6 公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、申請自治体及び経由機関の連絡先などを記入する。

(別紙様式2)

						令和	第 年	月	号 日	
文部科学大臣 殿										
都道府県知事又は市区町村長名										
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書										
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので令和7年3月28日付け6文科施第950号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」により報告します。										
記										
1 処分の内容										
学校名	補助年度	事業名	施設区分	構造区分	補助面積 m ² ()	補助金額 千円 ()	摘要	処分内容	処分予定年月	備考
2 経過及び処分の理由										
3 添付資料										
(1) 実績報告書及び額の確定通知書の写し										
(2) 建物配置図										
(3) 別紙様式3「財産処分報告事項照合票」										
(4) その他参考資料										
4 経由機関										
都道府県教育委員会名										
5 報告自治体及び経由機関の連絡先等										
(1) 報告自治体										
担当部署名：										
担当者名：										
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：										
(2) 経由機関										
担当部署名：										
担当者名：										
連絡先（電話番号及びメールアドレス）：										

(記入要領)

- 「施設区分」欄：施設区分（建物・工作物・設備）及び施設台帳の建物区分（校・屋・寄・連・児・住・共・部）を記入する。
- 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（R・S・W）を記入する。

- 3 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を、下段に当該処分に係る部分を記入する。
- 4 「摘要」欄：「通知 3 (1)①」、「通知 3 (1)③」、又は別表 1 「報告事項一覧」の左欄の摘要番号を記入する。
- 5 公印を押印しない場合においては、文書作成者及び文書内容の真正性を担保するため、報告自治体及び経由機関の連絡先などを記入する。

(別紙様式 3)

財産処分報告事項照合票	
照 合 事 項	設 置 者 意 見 欄
(1) 学校用のスペースを必要十分に確保しているか。 (※記入要領 1)	
(2) 教育機能は確保されているか。又は学校給食はどのような方法で実施するのか。 (※記入要領 2)	
(3) 管理運営上の問題は生じないか。 (※記入要領 3)	
〔設置者の総合的な意見欄〕 (※記入要領 4)	

(記入要領)

- 1 児童・生徒数の将来推計や将来にわたる必要面積の確保など学校用のスペースの確保に関する検討結果等を記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し若しくは廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分、へき地教職員住宅又は学校給食施設の財産処分にあっては、記載不要。
- 2 騒音等による教育への影響、転用施設の配置、転用施設の利用者等と児童・生徒との動線についての配慮など、教育機能の確保に関する検討・対応状況等又は学校給食の実施方法等について記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄、廃校（廃園）となる建物等の財産処分及びへき地教職員住宅の財産処分にあっては、記載不要。
- 3 転用施設に係る条例又は条例案の整備、管理・運営規則等の整備、防犯・防災対策、専用出入口・専用バスの進入路の確保など管理運営上の問題に関する対応状況等について記入する。
なお、災害等により全壊等した建物等の取壊し又は廃棄及び廃校（廃園）となる建物等の財産処分にあっては、記載不要。
- 4 設置者の当該財産処分に関する総合的な意見を記入すること。